

大阪府告示第40号

大阪府税条例（昭和25年大阪府条例第75号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、証紙徴収の方法による納付並びに条例第64条の7第1項の規定による自動車税の環境性能割の申告納付並びに地方税法附則第29条の11及び第29条の12第1項の規定による軽自動車税の環境性能割の申告納付に係るものを除き、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

令和6年1月22日

大阪府知事 吉村 洋文

富山県及び石川県